

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

現行			改正案			改正理由
<p>(対象者) 第2条 年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用1号職員は、別表に掲げる教育研究組織及び職等に在職する者とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>			<p>(対象者) 第2条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>			
番号	教育研究組織	職等	番号	教育研究組織	職等	
1	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授及びキャリアチャレンジ教授	1	グローバルイノベーション研究院	・スーパー教授 ・キャリアチャレンジ教授 (任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。)	
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	エグゼクティブ・プロフェッサー	2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	・エグゼクティブ・プロフェッサー ・エグゼクティブ・アソシエイト・プロフェッサー ・テニュアトラック教員 (テニュア付与後の職を含む。)	
3	組織運営規則第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	テニュアトラック教員(テニュア付与後の職を含む。)	(削る)	(削る)	(削る)	
4	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(以下「教員任期規程」という。)別表第7号から第9号まで及び第11号に定める施設	教員任期規程別表第7号から第9号まで及び第11号に定める職(無期労働契約に転換した後の職を含む。)	3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(以下「教員任期規程」という。)別表第8号から第10号まで及び第11号に定める施設	教員任期規程別表第8号から第10号まで及び第11号に定める職(無期労働契約に転換した後の職を含む。)	

5	(略)	(略)	4	(略)	(略)	
---	-----	-----	---	-----	-----	--

附 則(細則第4号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。